

# 埼玉県総合リハビリテーションセンター経営改善対策委員会設置要綱

(平成10年5月15日)

## (設置目的)

第1条 埼玉県総合リハビリテーションセンター（以下「センター」という。）の経営改善に資するため、埼玉県総合リハビリテーションセンター経営改善対策委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

## (所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げることを行う。

- (1) センターの経営状況の検証に関すること。
- (2) センターにおける経営改善方策の検討に関すること。
- (3) 経営改善方策の実施の進行管理に関すること。
- (4) その他委員会の設置目的の達成に必要な事項。

## (委員)

第3条 委員会の構成員は、別表1のとおりとする。

## (委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長にはセンター長の職にある者、副委員長には事務局長の職にある者をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 4 委員会は委員長が招集し、その議長となる。
- 5 委員長が必要と認めるときは、構成員以外の関係者の出席を求めることができる。

## (部会の設置)

第5条 委員会は、所管する部内の経営改善に関する事項の検討及び推進するため、別表2のとおり部会を設置する。

- 2 部会は部会長が招集し、その議長となる。
- 3 部会長が必要と認めるときは、構成員以外の関係者の出席を求めることができる。
- 4 部会長は、検討結果を委員会に報告する。

## (庶務)

第6条 委員会の庶務は、管理・業務部職員・企画担当において処理する。

## (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか委員会の運営について必要な事項は、別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成10年 5月15日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成15年 4月 1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成16年 4月 1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成17年4月28日から施行する。
- 2 埼玉県総合リハビリテーションセンター経営改善対策委員会作業部会設置要領（平成10年5月15日センター長決裁）は廃止する。

附 則

この要綱は、平成17年5月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2年4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4年4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5年4月 1日から施行する。

別表 1

センター長、医療経営管理幹、事務局長、福祉局長、管理・業務部長、相談部長、支援部長、診療部長、歯科診療部長、リハビリテーション部技師長、看護部長、健康増進担当部長
-----------------------------------------------------------------------------------

別表 2

部会名	構 成 員	所 管 部
病院部会  庶務 (医事担当)	部会長：医療局長 委 員：診療部長、歯科診療部長、リハビリテーション部 技師長、看護部長、歯科診療部副部長、看護部 副部長、部会長が指名する医長、診療部各部・科 長、リハ部各科長、栄養科技師長、医事担当課長  事務局長、職員・企画担当	診療部 歯科診療部 リハビリ テーション部 看護部
施設部会  庶務 (サービス調整担当)	部会長：福祉局長 委 員：支援部長、支援部各担当部長、 健康支援担当看護師長、 栄養科技師長、部会長が指名する 担当課長及び副技師長  事務局長、職員・企画担当	支援部
相談部会  庶務 (地域支援担当)	部会長：福祉局長 委 員：相談部役付職員  事務局長、職員・企画担当	相談部
事務部会  庶務 (職員・企画担当)	部会長：事務局長 委 員：管理・業務部役付職員	管理・業務部 センター全体 (事務局所掌業務)